

令和4年度
内部統制評価報告書審査意見書

仙台市監査委員

R5 監監第 263 号
令和 5 年 8 月 23 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市監査委員 船山 明夫
同 岩渕 健彦
同 鎌田 城行
同 峯岸 進一

内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定等により審査に付された令和 4 年度内部統制評価報告書を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の種類

内部統制評価報告書審査

第2 審査の対象

令和4年度 仙台市内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市教育委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市青葉区選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市宮城野区選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市若林区選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市太白区選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市泉区選挙管理委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市人事委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市監査委員内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市農業委員会内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市水道局内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市交通局内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市ガス局内部統制評価報告書
令和4年度 仙台市立病院内部統制評価報告書

第3 審査の日程

令和5年7月14日から同年8月18日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、市長、各執行機関及び各事業管理者（以下「市長等」という。）が作成した内部統制評価報告書について、市長等による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、仙台市監査基準に従い、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、総務局長からの説明聴取等の方法により実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

審査に付された令和4年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第6 その他特に記載すべき事項

上記のほか、特に記載すべき事項はない。